

第1章. 計画策定の基本的な考え方

1. 1 背景・目的

- ・ 袖ケ浦市道路網整備計画は、袖ケ浦市総合計画や袖ケ浦市都市計画マスタープラン及び将来交通量推計などに基づき、変化する社会需要に対応しながら、都市構造や交通体系、地区特性、住民ニーズを踏まえ、将来のまちづくりに向けた実現性のある道路網整備計画を策定することを目的としています。
- ・ 本市における道路網整備計画は、昭和56年度に策定されて以降、平成8年度、平成22年度に見直しを行い、平成31年（2019年）を目標年次として市内の道路整備を進めてきましたが、本市を取り巻く社会情勢や周辺道路状況のほか、住民ニーズも変化してきています。
- ・ このような中、市の上位計画となる「袖ケ浦市総合計画」（以下、総合計画という。）及び袖ケ浦市都市計画マスタープランが令和2年（2020年）に策定されたことから、上位計画との整合・調整を図るとともに、総合計画における市が目指す将来の姿「みんなでつくる人つどい緑かがやく安心のまち袖ケ浦」の実現に向けて袖ケ浦市道路網整備計画を策定することとしました。

1. 2 位置付け（上位・関連計画の整理）

- ・ 袖ケ浦市道路網整備計画は袖ケ浦市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像「みんなでつくる人つどい緑かがやく安心のまち袖ケ浦」の実現に向けた関連計画の一つとして位置付けられます。
- ・ このため、千葉県道路整備プログラムや袖ケ浦市総合計画に即し、袖ケ浦市都市計画マスタープランや各種関連計画と整合を図り、計画を策定します。

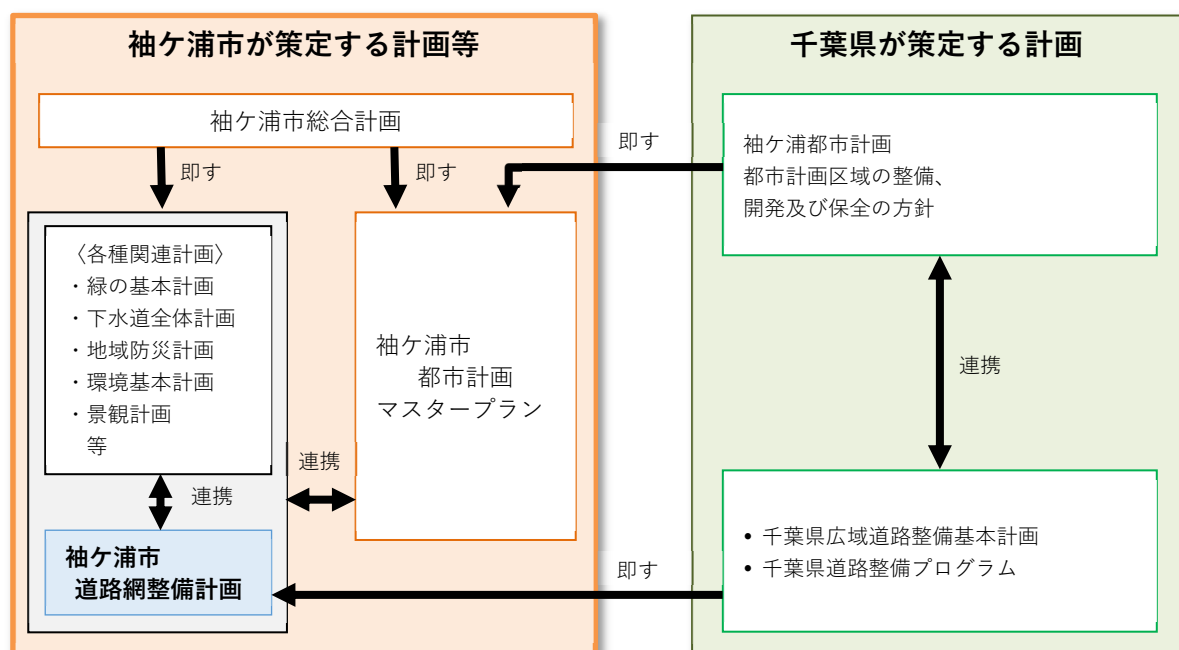


図 本計画の位置付け

■持続可能な開発目標（SDGs）

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。
- ・ 道路施策では「目標11 住み続けられるまちづくりを」との関連が深く、包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現することが求められます。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

参考：外務省 HP（JAPAN SDGs Action Platform）